

独立行政法人国立科学博物館中期計画

平成 28 年 3 月 31 日

文部科学大臣認可

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人国立科学博物館が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地球と生命の歴史、科学技術の歴史の解明を通じた社会的有用性の高い自然史体系・科学技術史体系の構築を目指す調査研究事業

1-1 標本資料に基づく実証的・継続的な基盤研究の推進

自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用の研究における世界の中核拠点になることを目指し、研究に必要な標本資料を収集・充実し、それに基づき組織的に目標を掲げて行う実証的・継続的な研究として基盤研究を実施する。

動物研究分野は、インベントリー構築が遅れている分類群を中心に調査を行い、分類学的研究を推進することで、生物多様性の保全を目的とした動物インベントリーの構築を目指す。あわせて、各分類群におけるインベントリーの達成度を評価する。さらに、それぞれの種の消長を時系列的に解析することで、環境変化との関連を明らかにし、種の保全につなげる。同時に、形態と分子に基づく系統解析、多様性の解析を行い、それぞれの種がおかれている現状を環境との関連で解明する。

植物研究分野は、動物以外のあらゆる真核生物と一部の原核生物を対象として標本資料を収集し、各標本について、形態、生態、二次代謝産物を中心とした物質代謝・生理、DNA 配列を基本とした分子系統等、様々な情報を収集し、それを基に維管束植物、コケ類、藻類、地衣類、菌類の分類学や進化学的な研究及び多様性の解析を行い、さらに、顕花植物について環境との繋がりに注目した絶滅危惧植物の保全のための研究を行うことにより、日本の生物多様性の解明及び保全の基礎的な資料を蓄積する。

地学研究分野は、プレート上の岩石と鉱物の調査・同定・記載を行う。特に海底部における時間的・空間的分布を解析して、日本列島の形成過程の理解を進め、造山活動等の地球の動的進化の解明を図る。また、アジアの中～新生代軟体動物の時空分布、国内の新生代湖沼珪藻の生物地理の変化、微化石群集や地球化学分析から海洋環境変動に焦点を当てる。中生代爬虫類・新生代哺乳類化石を対象とし、系統進化を基礎とした分類学、生物地理、地球化学の手法で生活史、生息環境、食性の復元に焦点を当てる。新生代植物化石を対象に分類学的・古生態学的検討を行い、古植生とその変遷を明らかにする。

人類研究分野は、古人骨のゲノム研究では、縄文を中心とした列島各地の人骨から DNA を抽出し、次世代シーケンサを用いた網羅的な DNA 分析を行う。特にミトコンドリア DNA に関しては全塩基配列を決定し、系統分析を行う。列島の各時代・地域のゲノムデータを蓄積することで集団の形成に関する新たなシナリオの完成を目指す。また、旧石器人骨に関しては、CT スキャンと 3D プリンタを用いた研究を進め、形態研究からも従来説の再検討を行う。さらに、発掘された多数の江戸時代人骨の病変やストレスマーカー、死亡年齢を調べることで、この時代の人びとの健康状態や公衆衛生面に関するデータを集め、健康面での実体を明らかにする。

理工学研究分野は、今後の日本の科学技術の発展を考える基盤を提供するため、科学技

術史及び宇宙・地球史双方の資料を継続して収集するとともに、これまで蓄積してきた資料について、3次元データ化等を進め、復元や複製により博物館活動に広く活用できるようにする。また、博物館や研究機関等に残された過去の観測データを収集して現代的な手法で解析する。さらに、日本の産業技術の発展を示す資料、特に散逸・消失の危険のある資料について、関連する工業会・学会等と協力して分野ごとに所在調査及び系統化調査を行うとともに、調査結果をデータベースに蓄積・公開する。その中で特に重要な資料を「重要科学技術史資料台帳」に登録する。

1-2 分野横断的な総合研究の推進

これまで蓄積されてきた基盤研究等の成果、並びに現下の状況や政府方針等を踏まえ、研究期間を定めて行う総合研究を6テーマ実施する。

総合研究においては、分野横断的なテーマについて研究を実施し、国内外の研究者・研究機関等とも共同して研究を行う。

①「博物館・植物園資料を活用した絶滅寸前種に関する情報統合解析」では、当館並びに全国の博物館・植物園の所蔵する標本資料から絶滅寸前種を抽出し、一次情報をデータベース化するとともに、生息状況や生物学的特性の解析を行う。また、これまで絶滅危急度が明らかになっていない生物群について、希少性の評価手法の確立を目指した研究を行う。さらに、特定の分類群について、遺伝的多様性、種の実体、繁殖様式、生物間相互作用、共生系、生態的地位、希少性の成立過程等、保全に不可欠な生物学特性を解明する。

②「ミャンマーを中心とした東南アジア生物相のインベントリーー日本列島の南方系生物のルーツを探るー」では、ミャンマーを中心とする東南アジア地域で、植物、菌類、藻類、地衣類、動物、人類各分野の連携によるインベントリー調査を現地の林業・環境保全省等との共同研究として実施し、標本資料、DNA解析用サンプルなどの収集を通じて、未記載種の記載を含む種の多様性の解明に貢献する。また、日本との共通分類群を抽出し、それらの形態や遺伝的解析を行って比較を行うことで、東南アジアを起源とする生物群の形態、生態、遺伝的分化を明らかにし、日本の南方系生物相の成り立ちを解明する。

③「化学層序と年代測定に基づく地球史・生命史の解析」では、地層の年代や堆積時の環境を知るために、当館の標本資料や新たな収集資料を用いて酸素、炭素、ストロンチウム、鉛などの同位体比分析を行う。また、生物を絶滅させた巨大隕石衝突や超巨大火山噴火の良い指標となる白金族元素（白金、イリジウムなど）やオスミウム同位体比の分析方法を確立し、今後の自然災害を予想する上での基礎データを提供する。

④「黒潮に注目した地史・生物史・人類史」では、海底堆積物のコア標本や陸上堆積物の理化学分析を行い、更新世における黒潮の流路変動・流速を推定する。この知見を反映しつつ、黒潮による軽石の分散と、それに伴う生物分散、熱帯・亜熱帯起源の海洋生物の分散経路、海棲哺乳類の来遊実態の解明、海峡の分断が植物地理に及ぼした影響、琉球列島における人類移住史等の解明を進める。

⑤「我が国における科学技術史資料の保存体制構築に向けた基礎的研究ー現存資料の保存状況とその歴史的背景ー」では、自然科学及び科学技術の発展上大きな業績を上げてきた、日本を代表する国公立研究機関及び大学を分野別のカテゴリーに分け、代表的な歴史的資料を選定し、歴史的意義、保存上の特性、伝来の経緯等を明らかにする。調査結果を基に、失われた資料群について考察し、今後の組織的資料保存に向けて指針となる基礎データを提供する。

⑥「日本の生物多様性ホットスポットの構造に関する研究」では、当館等で保管する標本資料のデータベースの作成と解析によって、日本国内の生物多様性ホットスポットのうち、主な国立公園を中心とした地域の生物相全体の中から、その地域に固有の生物相を抽出し公開する。また、分子系統解析や古生物学的情報等の収集を行い、生物多様性ホットスポットに固有の生物相が形成された要因を解明する。

1-3 研究環境の活性化

自然史及び科学技術史の中核的研究機関としての当館の役割を適切に果たすため、基盤

研究及び総合研究に関して、研究テーマの選定を含めた研究計画、進捗状況の把握、研究成果の評価の各段階において外部評価を実施する。また、館長裁量による研究者の能力を最大限発揮できるような競争的環境の整備など、研究環境の活性化を図る。さらに、科学研究費補助金等の各種研究資金制度を積極的に活用する。

1-4 若手研究者の育成

日本学術振興会特別研究員や独自の特別研究生など、いわゆるポストドクターを受け入れるとともに、連携大学院制度による学生の指導等を行い、後継者を養成する。

2-1 研究成果発表による当該研究分野への寄与

研究成果については、論文や学会における発表、研究報告や一般図書等の刊行を通じて、当該研究分野の発展に資する。

2-2 国民に見えるかたちでの研究成果の還元

研究活動についての理解を深めるために、シンポジウムの開催やオープンラボの実施、ホームページの活用等により、積極的に研究活動を発信する。また、当館の特色を生かし、研究成果を展示するとともに学習支援事業に適宜反映させる。特に総合研究については、終了後2年以内にその成果を基にした企画展等を開催する。

3-1 海外の博物館等との交流

海外の博物館等との協力協定の締結等に取り組むとともに、海外の博物館等の求めに応じた支援やICOM（国際博物館会議）等を通じた国際交流を促進し、相互の研究活動等の発展・充実を図る。

特にアジア・オセアニア地域の自然史系博物館等との研究協力を積極的に行い、これらの地域における自然史系博物館活動の発展に先導的な役割を果たす。

また、2019年に京都で開催されるICOM大会において自然史及び科学技術の国際委員会の円滑な実施に貢献する。

3-2 アジアの中核的拠点としての国際的活動の充実

地球規模生物多様性情報機構(GBIF)の日本ノードとして、あるいは、国際深海掘削計画におけるアジアを代表する微古生物標本・資料センター(MRC)として等、アジアの中核的研究拠点として積極的な国際貢献を行う。微古生物標本・資料センターにおいては、国内の大学と連携して微化石等の組織的収集を図り、環境変動の解明に寄与する。

【評価軸の活用】

調査研究活動の評価に当たっては、中期目標で示された評価軸を活用し、評価・評定の基準として取り扱う評価指標及び正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要なモニタリング指標を適切に勘案する。

2 ナショナルコレクションの体系的構築及び人類共有の財産として将来にわたり継承するための標本資料収集・保管事業

1-1 ナショナルコレクションの体系的構築

生物や岩石・鉱物などの自然史や科学技術史に関する標本資料については、当館のコレクションに関する基本方針に沿って、国内を中心に東アジアから東南アジア地域、西部太平洋海域を対象に、基盤研究や総合研究等の研究計画に沿った収集を進めるとともに、標本・資料統合データベースを活用して充実すべき分類群や地域等に焦点を置いた戦略的なコレクション構築を図る。当館全体として、5年間で前中期目標期間の実績を上回る登録標本資料数増加を目指す。

自然史分野については、内外の博物館等研究機関と連携して標本資料の収集を積極的に進める。特に、DNA塩基配列によるバーコーディング、分子系統分類解析等の研究手法の進展に対応して、分子生物多様性研究資料センターではDNA試料、DNA試料を採取した証拠標本、抽出DNA、バーコーディング領域の塩基配列を統合的に収集・保管・管理する遺伝資源コレクションの充実を図り、同時にデータベース化を通じて国内外の研究利用に供するシステムの構築を進める。また、絶滅危惧植物の保全に向けた植物標本収集・保管プロジェクトを引き続き行う。

海外の自然史標本に関しては、生物多様性条約及び名古屋議定書を遵守し遺伝資源のアクセスと利益配分（ABS）に関する館の方針に沿って適切な収集・管理を行う。

科学技術史分野については、近代以前から現代までの我が国の科学技術・産業技術の歩みを物語る証拠資料の収集を積極的に進める。

1-2 標本資料保管体制の整備

所有している標本資料を将来にわたって適切に継承するために、収蔵スペースの確保に向けた検討を行い、新たな収蔵庫の設置等を含め標本資料保管体制の整備を進める。その際、収蔵展示により、収蔵庫外から標本資料を観覧できるようにするなど、標本資料の積極的な公開についても留意する。

また、YS-11 量産初号機については、適切な保存・公開等の在り方について、有識者等による検討を行い、平成29年度末までに方向性をとりまとめ、着実に実施する。

1-3 標本資料情報の発信によるコレクションの活用の促進

所有している標本資料等に関する情報の電子情報化を進めデータベース化を推進することにより、新たに5年間で標本・資料統合データベースに登録標本レコードと画像情報を合わせて約40万件加えての公開を目指す。

2-1 全国的な標本資料・保存機関に関わる情報の把握と発信

オープンサイエンスの推進に向け、生物多様性情報を利用する上で必要な基礎知識、情報共有の重要性・必要性を全国の科学系博物館等で共有する。

この一環として、全国の科学系博物館等との連携のもと、標本資料の所在情報を横断的に検索できるシステム（サイエンスミュージアムネット（S-Net））の充実に取り組むとともに、標本資料に関わる機関や学芸員等のデータの集積及び提供を推進する。

また、産業技術史資料情報センターが中心となって、企業、科学系博物館等で所有している産業技術史資料等の所在調査とデータベースの充実に取り組むとともに、中でも特に重要と思われるものについて、重要科学技術史資料としての登録を行い、各機関との役割分担の下に、資料の分散集積を促す。

2-2 標本資料情報発信による国際的な貢献

地球規模生物多様性情報機構（GBIF）の日本ノードとして、当館の標本資料情報のみならず、上記サイエンスミュージアムネットによって把握された全国の科学系博物館等が所有する標本資料情報についても積極的に発信するとともに、アジア地域のノードの連携を推進する。

2-3 標本資料のセーフティネット機能の拡充

ナショナルコレクションとして保管の必要な標本資料の散逸を防ぐため、大学や博物館等で保管が困難となった貴重な自然史系標本資料の受入れのために国内の自然史系博物館等と連携して構築した自然史系標本資料セーフティネットの参画館の拡充を図り、その機能を強化する。理工系資料については、理工系博物館や大学、各種研究機関、企業、個人等で保管が困難となった資料のうち永続的な保管が必要とされるものについて、理工系博物館等のネットワークや学会、業界団体等の連携等を通じて積極的な受入れを図る。

3 国立科学博物館の資源と社会の様々なセクターとの連携協働による、人々の科学リテラシーの向上に資する展示・学習支援事業

1-1 地球・生命・科学技術に関する体系的な常設展示等の運用・整備

当館の常設展示は、当館の展示事業に関する中期開催方針に沿って、生物多様性の理解、発展する科学技術の理解や活用等をテーマとし、調査研究の成果やナショナルコレクションである標本資料を活用して、常時観覧のために供する。展示を活用したサイエンスコミュニケーションを促進する先導的な手法を開発し、人々の科学リテラシーの向上を図る。上野本館地球館については、展示の一部改修を検討・実施し、最新の研究成果等を反映させる。また、貴重な都市緑地を活用して自然教育を担う附属自然教育園や、植物多様性の研究・保全・教育を行う筑波実験植物園については、それぞれの特性を発揮できるように適切に管理・整備し公開する。

外国人を含む多様な入館者へのサービス向上という視点から、館内Wi-Fiの整備、ICTを活用した多言語による展示解説や館内の利用案内等の情報をスムーズに提供できるシステムの構築、開館日・開館時間の弾力化などにより、安全で快適な観覧環境の維持・充実に努める。

また、入館者の満足度等を調査、分析、評価し、改善を行うなど、時代に即応し、人々のニーズに応える魅力ある展示、地域等と連携した事業などを行う。入館者数等全体で、5年間で800万人の確保を目指す。

1-2 時宜を得た特別展・企画展及び巡回展示の実施

当館の展示事業に関する中期開催方針に沿って、特定のテーマについて、調査研究の成果、最先端の科学技術研究の内容・意義や成果等を一定期間公開する特別展及び企画展、並びに当館が所蔵する標本資料等を活用し、当館以外の博物館等の施設で開催する巡回展示を実施する。実施に当たっては、当館が調査研究の対象とする自然史及び科学技術史に関する分野を幅広く対象とし、これまで蓄積してきた知的・人的・物的資源等を活用するとともに、大学等研究機関をはじめとする様々なセクターと連携して他の機関の資源を活用しつつ、時宜を得た魅力ある展示を実施する。テーマの設定にあたっては、分野、社会的な動向やニーズ、話題性、顧客層、集客力など様々な観点から立案することとし、特定の要素に偏ることなく幅広くテーマを選択する。

また、筑波実験植物園や附属自然教育園では、園内の動植物や四季の自然等を対象としたテーマの展示を実施するとともに、コンテスト等の作品展や館内の他地区で開催した企画展の巡回などを実施する。

特別展を年平均2回程度実施、企画展・巡回展示を年平均25回程度実施を目指す。

2-1 高度な専門性を生かした独自性のある事業等の実施

高度な専門性を生かした独自性のある事業等、他の科学系博物館では実施困難な事業を重点的に行う。学習支援事業全体で年平均で10万人の参加者数の確保を目指す。

2-2 展示を活用した科学リテラシー涵養活動の開発・普及

展示を活用した科学リテラシー涵養活動について、コミュニケーションを重視したモデル的事业を開発し、成果を全国の博物館と共有する。その際、全国の科学系博物館等のネットワークを活用して、学習支援活動に関する情報を集積・発信する。

2-3 知の循環を促す人材の養成

科学技術と人々の架け橋となるサイエンスコミュニケーションを担う人材の養成を実施する。自然科学系の学芸員等の職員を対象とし、当館の知的・人的・物的資源を活用した専門的な研修及び地域の博物館と連携協働した研修を実施する。また、ボランティアのサイエンスコミュニケーション能力の維持及び向上のための研修を実施する。

2-4 学校との連携強化

学校と博物館が効果的に連携できる学習支援活動を開発し、実施するとともに、地域の博物館等と連携協働して両者をつなぐシステムを構築する。

3-1 国内の博物館等との連携協働の強化

当館の知的・人的・物的資源を広く社会に還元するために、標本資料の貸出や巡回展示の実施、研究成果の普及、学習支援活動や展示に関するノウハウの共有などを通じて、国内の科学系博物館等との連携協働を進める。また、求めに応じて専門的な助言を行うなど科学系博物館ネットワークの中核的な役割を担い、国内各地の科学系博物館等を中心とした地域博物館等のネットワークを充実することにより、博物館の活性化と地域における科学リテラシー涵養活動の促進に貢献する。

さらに、上野「文化の杜」新構想をはじめ、企業や地域の様々なセクターと連携を強め、多様な人々が文化としての科学に親しめる機会を創出するとともに、双方の活性化に資する社会貢献活動等を推進する。

博物館等との連携協働事業について、5年間で前中期目標期間実績以上の数の機関等と連携協働を目指す。

3-2 戦略的な広報事業の展開

当館の知的・人的・物的資源を活用しつつ、メディア等と効果的に連携し、館全体の広報事業を戦略的に展開する。同時にホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）、メールマガジン、印刷物等を活用した情報発信をきめ細かく行い、当館の活動の成果、自然や科学に関する情報等を広く国民に提供することを通じて当館の活動に関する理解を深める。

また、多言語での情報発信を積極的に推進し、外国人の利用者への効果的な情報提供を図る。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 機動的で柔軟な業務運営の展開

限られた資源を効率的に活用するために、館長の意思決定をサポートする部長会議等を定期的に開催し、トップマネジメントによる機動的で柔軟な業務運営を行う。館内のマネジメント上必要な意思疎通や情報共有のため、テレビ会議システムなどのICT等の活用を図る。

また、質の高いサービスの提供のため、入館者の満足度やニーズの把握、外部有識者を構成員とする会議等における意見聴取などを計画的に行い、業務運営の改善を図る。

さらに、監事機能を強化し、監事との情報共有の機会を計画的に設けるとともに、監事監査を充実することにより、業務運営の効率化を図る。

組織体制の見直しについては、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、社会の様々なセクターをつなぐ連携協働事業等の実施などの「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」に示した計画の達成に向けて、事業のより効果的な実施が可能となる組織設計を行う。

施設の管理・運營業務については、運営の効率化を図る観点から、すでに実施している民間競争入札を継続するとともに、各施設の特性等を踏まえ、新たな導入について検討を進める。

2 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、役職員給与の在り方について検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、検証結果や取組状況を公表する。

3 経費の節減と財源の多様化

経費の節減については、目標入館者数等の増加に伴う館内業務委託費、環境整備費及び維持管理費等の増加が見込まれるなか、来館者サービスの質を維持しつつ、事業実施の効率的な体制の確保、委託業務内容の精査を図ることで、退職手当や特殊要因経費を除き、中期目標の期間中、一般管理費については15%以上、業務経費についても5%以上、運営費交付金の効率化を図る。ただし、人件費については前項「2 給与水準の適正化」及び「Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項」の「3 人事に関する計画・方針」に基づいた効率化を図る。

また、多様な財源確保のため、会員制度の体系等について戦略的に見直すなど、積極的に自己収入の増加に努めることとし、中期目標期間中の事業実施収入を過去二期の中期目標期間の平均以上とすることを旨とする。

4 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を引き続き実施することとし、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づく「法人間又は周辺他機関等との共同調達」について、事務的消耗品等について拡大を図るべく周辺他機関と検討し、年度計画等に具体的な対象品目等を定めた上で進める。

5 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続きその活用状況等を検証し、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

6 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

7 決算情報・セグメント情報の開示

平成28年度以降の決算については、財務諸表のセグメントと事業のまとまりとしてのセグメントを一致させ、透明性の高い財務内容の開示を行う。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金等の確実な獲得を図ることにより、計画的な収支計画による運営を図る。

また、管理業務の効率化を進める観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

1 予算（中期計画の予算）

別紙1のとおり。

2 収支計画

別紙2のとおり。

3 資金計画

別紙3のとおり。

Ⅳ 短期借入金の限度額

・短期借入金の限度額：8億円

- ・ 想定される理由
運営費交付金の受入れに遅滞が生じた場合である。

V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画
不要な財産又は不要財産となることが見込まれる財産はない。

VI 重要な財産の処分等に関する計画
重要な財産を譲渡，処分する計画はない。

VII 剰余金の使途
決算において剰余金が発生した時は，次の購入等に充てる。

- 1 標本資料の購入
- 2 調査研究の充実
- 3 企画展・巡回展示等の追加実施
- 4 利用者サービス，情報提供の質的向上

VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 内部統制の充実

適正かつ効果的・効率的な内部統制を充実させるため，館長による意思決定の館内周知，コンプライアンスの徹底，関係規程の整備・運用，リスクマネジメントの強化を図る。

また，これら内部統制環境の整備状況や有効に機能していること等について，定期的に内部監査等によりモニタリング・検証するとともに，公正かつ独立の立場から評価するために，監事による監査機能の充実を図り，これらを踏まえた見直しを行う。

研究活動の信頼性確保の観点から，研究不正に適切に対応するため，組織として研究不正を事前に防止する取組みを強化する。また，万が一研究不正が発生した際の対応のための体制を強化する。

2 情報セキュリティへの対応

サイバー攻撃への防御力，攻撃に対する組織的対応能力の強化を図るため，政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ，規程等の整備，役職員の研修，システムの監査を行うとともに，館内における対策の実施状況についての点検を計画的に実施し，適切な情報セキュリティの確保を図る。

3 人事に関する計画・方針

適切な人事管理や大学等との積極的な人事交流を進めることにより，効率的・効果的な業務運営を行う。

また，当館の将来を見据え，計画的な人材の確保・育成を図る。

4 施設・設備に関する計画

長期的な展望に立った計画的な施設設備の整備を行う（別紙4のとおり）とともにインフラ長寿命化計画に沿って個別施設計画を策定し，これにより，既存施設の長寿命化（安全性，機能性の確保）等に向けた取組を一層推進する。

平成28年度～平成32年度予算

(単位：百万円)

区 別	展示事業	調査研究 事業	学習支援 事業	収集保管 事業	共通	合計
収入						
運営費交付金	3,347	4,598	1,376	1,534	2,537	13,392
施設整備費補助金	2,408	0	0	4,700	287	7,395
入場料等収入	499	85	169	28	1,363	2,144
計	6,254	4,683	1,545	6,262	4,187	22,931
支出						
業務経費	3,846	4,683	1,545	1,562	0	11,636
展示事業費	3,846	0	0	0	0	3,846
うち物件費	3,395	0	0	0	0	3,395
うち人件費	451	0	0	0	0	451
調査研究事業費	0	4,683	0	0	0	4,683
うち物件費	0	2,230	0	0	0	2,230
うち人件費	0	2,453	0	0	0	2,453
学習支援事業費	0	0	1,545	0	0	1,545
うち物件費	0	0	899	0	0	899
うち人件費	0	0	646	0	0	646
収集保管事業	0	0	0	1,562	0	1,562
うち物件費	0	0	0	744	0	744
うち人件費	0	0	0	818	0	818
施設整備費	2,408	0	0	4,700	287	7,395
一般管理費	0	0	0	0	3,900	3,900
うち物件費	0	0	0	0	2,959	2,959
うち人件費	0	0	0	0	941	941
計	6,254	4,683	1,545	6,262	4,187	22,931

[人件費の見積り]

期間中総額 5,309百万円を支出する。

ただし、上記の額は、常勤の役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

下記の通り

[注記] 前提条件

1. 運営費交付金の試算に当たっての係数値

α : 管理効率化係数 : $\Delta 3.2\%$

β : 業務効率化係数 : $\Delta 1.03\%$

γ : 消費者物価指数 : $\pm 0\%$

δ : 業務政策係数 : $\pm 0\%$

ε : 自己収入政策係数 : 1%

ζ : 特殊業務経費 : 公租公課, 土地借料, 新規・拡充事業費, 入館者数等に対応した業務経費などを勘案

λ : 収入調整係数 : 100%

η : 管理人件費効率化係数 : $\pm 0\%$

θ : 業務人件費効率化係数 : $\pm 0\%$

σ : 人件費調整係数 : $\pm 0\%$

2. 施設・設備の整備

施設整備費補助金には、地球館Ⅱ期展示改修、シアター360更新、標本収蔵庫新築及び防災設備更新にかかる経費が計上されている。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = B(y) + C(y) + \zeta(y) - D(y)$$

A(y) : 当該事業年度における運営費交付金

B(y) : 当該事業年度における管理経費

毎事業年度の管理経費（B）については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = \text{管理部門に係る } P(y) + \text{管理部門に係る } R(y)$$

$$\text{管理部門に係る } P(y) = \text{管理部門に係る } P(y-1) \times \sigma (\text{係数}) \times \eta (\text{係数})$$

$P(y)$ ：当該事業年度における人件費。 $P(y-1)$ は直前の事業年度における $P(y)$ 。

σ ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

η ：管理人件費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において協議の上、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当及び災害補償費については、国立科学博物館役員退職手当規程、国立科学博物館職員退職手当規程、労働者災害補償保険法及び国立科学博物館法定外災害補償規程に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

$$\text{管理部門に係る } R(y) = \text{管理部門に係る } R(y-1) \times \gamma (\text{係数}) \times \delta (\text{係数}) \times \alpha (\text{係数})$$

$R(y)$ ：当該事業年度における物件費。 $R(y-1)$ は直前の事業年度における $R(y)$ 。

γ ：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

δ ：業務政策係数。自己収入に係る支出、事業の進展により必要経費が変動すること等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

α ：管理効率化係数。各事業年度の予算編成過程において協議の上、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$C(y)$ ：当該事業年度における業務経費

毎事業年度の業務経費（C）については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = \text{業務部門に係る } P(y) + \text{業務部門に係る } R(y)$$

$$\text{業務部門に係る } P(y) = \text{業務部門に係る } P(y-1) \times \sigma (\text{係数}) \times \theta (\text{係数})$$

$P(y)$ ：管理経費と同様。

σ ：同上。

θ ：業務人件費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において協議の上、当該事業

年度における具体的な係数値を決定。

業務部門に係る $R(y) = \text{業務部門に係る } R(y-1) \times \gamma (\text{係数}) \times \delta (\text{係数}) \times \beta (\text{係数})$

$R(y)$: 管理経費と同様。

γ : 同上。

δ : 同上。

β : 業務効率化係数。各事業年度の予算編成過程において協議の上、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\zeta(y)$: 当該事業年度における特殊業務経費。公租公課、土地借料、新規・拡充事業費、入館者数等に対応した業務経費など特殊な要因により必要となる経費について、各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

$D(y)$: 当該事業年度における自己収入

毎事業年度の自己収入 (D) の見積り額については、以下の数式により決定する。

$D(y) = D(y-1) \times \varepsilon (\text{係数}) \times \lambda (\text{係数})$

$D(y)$: 当該事業年度における自己収入の見積り。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

ε : 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

λ : 収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

別紙 2

平成28年度～平成32年度収支計画

(単位：百万円)

区別	展示事業	調査研究事業	学習支援事業	収集保管事業	共通	合計
費用の部						
経常費用						
展示事業費	3,199	0	0	0	0	3,199
調査研究事業費	0	4,290	0	0	0	4,290
学習支援事業費	0	0	1,385	0	0	1,385
収集保管事業費	0	0	0	1,431	0	1,431
一般管理費	0	0	0	0	3,553	3,553
減価償却費	379	392	28	130	317	1,246
収益の部						
運営費交付金収益	2,700	4,205	1,216	1,403	2,190	11,714
入場料等収入	499	85	169	28	1,363	2,144
資産見返運営費交付金戻入	379	392	28	130	317	1,246
純利益	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0

(注記)

当該法人における退職手当については、国立科学博物館役員退職手当規程及び国立科学博物館職員退職手当規程に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

別紙 3

平成28年度～平成32年度資金計画

(単位：百万円)

区別	展示事業	調査研究事業	学習支援事業	収集保管事業	共通	合計
資金支出	6,254	4,683	1,545	6,262	4,187	22,931
業務活動による支出	3,199	4,290	1,385	1,431	3,553	13,858
投資活動による支出	3,055	393	160	4,831	634	9,073
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0	0	0
資金収入	6,254	4,683	1,545	6,262	4,187	22,931
業務活動による収入	3,846	4,683	1,545	1,562	3,900	15,536
運営費交付金による収入	3,347	4,598	1,376	1,534	2,537	13,392
その他の収入	499	85	169	28	1,363	2,144
投資活動による収入	2,408	0	0	4,700	287	7,395
施設整備費による収入	2,408	0	0	4,700	287	7,395
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0	0	0

別紙 4

平成28年度～平成32年度施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
地球館Ⅱ期展示改修	2,000	施設整備費補助金
シアター360更新	408	施設整備費補助金
標本収蔵庫新築	4,700	施設整備費補助金
防災設備更新	287	施設整備費補助金

(注記)

金額については見込みである。

なお、上記のほか、業務の実施状況及び施設・設備の老朽・狭隘化等を勘案した施設整備が追加されることがあり得る。

参考

[国立科学博物館のコレクションに関する基本方針](#)

[国立科学博物館が実施する展示事業に関する中期実施方針 \(PDF : 318KB\)](#)